

藤沢市指定管理者制度導入及び運用の基本方針

平成20年1月策定
(2月1日から適用)
平成21年4月改正
平成22年5月改正
平成24年5月改正
平成25年4月改定
平成26年4月改定
平成27年4月改定
平成27年8月改定
平成29年4月改定
平成31年4月改定
令和3年4月改定

第1 趣旨

平成15年の地方自治法の改正により創設された公の施設の管理に係る指定管理者制度は、民間事業者等の有する能力、経験、知識等を広く活用することにより、多様化する市民ニーズに効率的・効果的に対応するとともに、市民サービスの質の向上と経費の節減等を図ることを目的とするものです。

本市では、法改正の趣旨を踏まえ、「藤沢市指定管理者制度導入の基本方針」を策定し、従前の制度である管理委託を行ってきた施設については、平成16年度から順次指定管理者制度へ移行を行い、平成18年4月にはすべて移行を完了しました。また、直営（一部業務委託を含みます。以下同じ。）により管理を行ってきた施設への制度導入も行いました。

これら指定管理者制度を導入した施設のうち、当初の指定期間が満了したものについては、指定管理者の更新手続が順次行われているほか、直営施設への導入拡大についても、引き続き検討が進められています。

そこで、統一かつ円滑な制度運用に資するため、これまでの経過や経験を踏まえ、選定手続等をより明確にするとともに、制度の運用面を中心に一部見直しを行い、平成20年1月に新たに「藤沢市指定管理者制度導入及び運用の基本方針」（以下「基本方針」という。）を定めたものです。

なお、この指針は国の制度変更や市の施設を取り巻く情勢等に応じ、必要により改定を行います。

第2 制度導入方針

1 直営施設

現在直営となっている施設については、施設の設置目的やその形態等に照らし、現在の管理状況や執行体制等について十分な検証を行うとともに、時代背景も踏まえた

今後の施設のあり方や運営形態（直営・指定管理者制度導入・検討継続等）について引き続き検討を行い、指定管理者による管理がより効率的、効果的と認められる状況となった場合は、指定管理者制度に移行するものとします。

2 新規設置施設

新たに設置する施設についても、直営施設と同様の視点から検討を行い、より効率的、効果的と認められる施設については、指定管理者制度を導入するものとします。

第3 指定管理者への委任・代行の形態

指定管理者に管理を委任し、又は代行させる基本的な形態は次のとおりとします。

- (1) 施設の管理運営の委任・代行
- (2) 施設の管理運営に加え、施設の設置目的に関連する市の指定事業の実施
- (3) 施設の管理運営に加え、施設の設置目的に関連する事業の企画立案実施

なお、これらを基本としたうえで、無料施設か有料施設か、有料施設の場合は利用料金制（指定管理者の収入）を採用するか否か、同一施設が複数ある場合に一括指定とするか個別指定とするかなど、施設の設置目的に照らし、施設の効用が最大限図られるような形態を採用するものとします。

第4 制度導入(更新)スケジュール

現在直営となっている施設に指定管理者制度を導入する場合又はすでに導入した施設の指定管理者の更新を行う場合は、次のスケジュール（例）を参考に移行（更新）作業を進めるものとします（いずれも公募の場合）。

1 新規導入スケジュール（例）

～3月	課題の最終整理・制度導入手続の準備
4月	条例改正案（中旬頃まで）・募集要項案等作成
5月～6月上旬	審査選定委員会（選定方法、審査基準、募集要項等の審議）
6月議会	条例改正議案上程
7月～8月上旬	公募
8月中旬～下旬	審査選定委員会（候補者の選定）
12月議会	指定議案上程
2月～3月	指定管理者への引き継ぎ準備・協定の締結準備
4月	協定の締結・指定管理者による管理運営の開始

2 更新スケジュール（例）

4月～5月	募集要項案等作成
-------	----------

5月～6月	審査選定委員会（選定方法、審査基準、募集要項等の審議）
6月～7月	公募
8月	審査選定委員会（候補者の選定）
12月議会	指定議案上程
2月～3月	指定管理者交替の場合は引き継ぎ準備・協定の締結準備
4月	協定の締結・指定管理者による管理運営の開始

第5 指定管理者の選定方法

1 公募による選定

指定管理者による管理は、「公の施設の設置目的をより効果的に達成する」ために行われるもので、その選定に当たっては、競争性を担保したうえで公平性・透明性に配慮すべきであるため、原則として公募により選定を行うものとします。

2 公募によらない選定

公募原則にかかわらず、次に該当する施設については指定管理者を特定して選定することができるものとします。

(1) 地域市民との協働による管理運営が必要な施設

(2) 特定の団体が実施する事業と密接不可分な関係にあり、当該事業との一体的運営が必要な施設、又は施設の設置目的やその特性等に照らし、特定の団体に管理させることが適当と認められる施設

(3) 施設の管理を指定管理者に委任している場合において、当該指定期間内に新設される同一施設

(4) 公募を行う時間的余裕がない場合、又は特別の事情があり指定管理者を特定して選定することが合理的と認められる施設

(例)

ア 応募団体がなかった場合や、相応しい団体からの応募がなかった場合において、再度公募を行う時間的余裕がないとき

イ 指定管理者の指定取消を行った場合

ウ 施設の建替えや廃止により、次期指定管理期間が短期間（概ね2年程度）であり、現指定管理者を特定として選定することが合理的である場合

第6 選定の手続

1 審査選定委員会の設置及び所掌事務等

公募によるか特定（第5の2（3）に該当する施設を除く。）によるかにかかわらず

ず、施設を所管する課等において定める「審査選定委員会の設置に関する規程」に基づき、審査選定委員会を設置するものとします。

なお、審査選定委員会の事務の担当は、当該施設を所管する課等とします。

(1) 所掌事務

ア 指定管理者の選定方法に関すること

イ 指定管理者の選定にあたっての審査基準及び審査方法並びに応募要領に関すること

ウ 申請した団体の審査、選定に関すること

(2) 委員構成

次の区分ごとに、それぞれ示す委員構成を基本とします。なお、委員数は、委員長を含め最大で10人とします。

ア 新規導入施設の場合

指定管理者制度を所管する担当副市長を委員長とし、委員には3人～5人程度の部長級職員を選出（総務部長、企画政策部長及び財務部長を中心に、施設ごとに委員長が必要と認める職員のうちから選出）するほか、財務の専門家及び施設の特性等に応じた複数人の学識経験者等で構成するものとします。

イ 更新施設の場合

総務部長を委員長とし、委員には3人～5人程度の職員を選出（行政総務課長、行政総務課主幹、企画政策課長及び財政課長を中心に、施設ごとに委員長が必要と認める職員のうちから選出）するほか、財務の専門家及び施設の特性等に応じた複数人の学識経験者等で構成するものとします。

(3) 審査基準

藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条各号に掲げるもののほか、施設の特性や設置目的を勘案し、最も効率的・効果的であり、かつ安定した管理運営が行える団体を選定できるよう、「指定管理者候補者の選定に係る審査評価基準表（標準）」を参考とし、審査選定委員会において必要な基準を定めるものとします。

(藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条各号)

- | |
|--|
| <p>(1) 公の施設の管理を行うに当たり、市民の平等な利用を確保することができる団体であること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容により、当該管理を行う公の施設の効用を最大限に発揮させることができ、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができることと認められる団体であること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った公の施設の管理を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有している団体であること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的を達成するために必要な能力を十分に有している団体であること。</p> |
|--|

(4) 会議の公開

審査選定委員会における会議は、指定管理者の指定という行政処分行為を行う前提となる内部的な審査を行うほか、民間事業者等のノウハウなど非公開情報を取り扱うことが予定されていることから、原則として非公開とします。ただし、施設の特性等により、公開によるプレゼンテーションを実施する必要があるなどの場合は、募集の際にその旨を明示したうえで、公開できるものとします。

(5) 会議録の取扱い

審査選定委員会における会議の記録の形式は、原則として全文記録に近い要約記録とします。

なお、会議録（添付された資料等を含む。）の公開にあたっては、藤沢市情報公開条例に照らし、非公開情報が公開されることのないよう慎重に取り扱うものとします。

(6) 審査方法

審査選定委員会における審査は、提案書等の書面による審査に加え、原則として応募団体によるプレゼンテーションを実施するものとします。

これらの審査を行うに当たっては、採点者名が識別されないよう配慮を行うものとし、指定管理者候補者として最適な団体を選定するほか、原則として第2順位（次点）候補者まで選定するものとします。

また、公募によらず、指定管理者を特定して選定を行う場合においても、提案書等の書面による審査のほか、当該団体による説明や団体の意見聴取を実施するなど、プレゼンテーションに準じた審査を行うよう努めるものとします。

なお、応募団体と利害関係にあると認められる委員は、当該施設の審査に関与することができないものとします。

2 指定期間

指定管理者に管理運営を委ねる期間は、5年間を基本とします。ただし、施設の特性や整備状況等に応じ、これと異なる期間の設定も可能とし、5年間を超える期間を設定する場合は、10年間を上限とします。

3 公募の方法

(1) 応募団体の地域要件等

公募を行うに当たっては、コスト削減や質の高いサービスの提供、競争原理の導入などの観点から、例えば市内の団体に限定するなどの地域要件や、団体の種別などの要件は定めるべきではないとの考え方があります。しかし、一方では地元事業者の育成や地元雇用の促進、税収面などの観点から地域要件を定めたほうがよいとの考え方もあり、また、施設によっては一定の要件を備えた法人や団体に管理を委ねることが適当な場合もあることから、最終的には施設の特性や設置目的などを踏

まえ、十分な検討を行い、その都度判断するものとします。

(2) 公募期間

施設の種類、規模等にかかわらず、応募者側が十分に準備できるよう、公募する期間は原則として1か月以上とします。

(3) 周知方法

広報「ふじさわ」への掲載、市ホームページ、ケーブルテレビ、FM放送等様々な媒体を用いて、広く応募を求めることとします。

(4) 応募者への説明

募集要項を作成し、配布するとともに、説明会（現場説明）を実施するなど、施設管理の現状や利用者の状況、質疑応答内容等の情報提供を応募者全員に行い、公平性の確保に努めることとします。

4 市長への報告

指定管理者候補者の選定結果については、審査選定委員会の会議録を添付し、指定管理者制度を所管する課等（以下「制度所管課」という。）の合議を経て、市長へ報告を行うものとします。

5 選考結果の通知及び公表等

公募による場合において、審査選定委員会による選考の結果、候補者第1順位及び第2順位となった団体に対しては、市長への報告終了後、速やかに「標準様式1」及び「標準様式2」を参考に、結果を通知するものとします。この場合において、候補者第1順位及び第2順位に選定された団体以外の団体に対しては、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第3条第1項の規定による通知（指定しない旨の決定通知）をするものとします。

また、審査選定委員会における選考結果については、その経過や審査基準、評価結果を、「標準様式3」を参考に、候補者第1順位に選定された団体以外の応募団体名が識別されないよう配慮を行ったうえで、市ホームページ上で公表するものとします。

なお、その後、候補者第1順位の団体の指定議案が議決された場合には、当該団体に対して規則第3条第2項の規定による通知（指定する旨の決定通知）をするとともに指定の告示を行うものとします。また、第2順位となっていた団体に対しては、改めて規則第3条第1項の規定による通知（指定しない旨の決定通知）をするものとします。

公募によらず、指定管理者を特定して選定を行った場合についても、その審査結果の通知、公表及び指定議案議決後の通知及び告示は、公募の場合に準じて行うものとします。

第7 指定議案の提出

指定管理者候補者の選定が終了すると、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定のための議案を議会に提出することになりますが、その際には必ず議案資料をあわせて提出することとします。

議案資料は、「標準様式4」及び「標準様式5」を参考に、選定経過等を簡潔にまとめるとともに、選定の理由（評価ポイント、得点等）を必ず記載することとします。

また、議案資料には、当該候補者と事前調整のうえ、事業計画概要を添付するものとします。

第8 協定の締結

指定管理者制度は、「指定」という行政処分により公の施設の管理運営の委任・代行をさせることから、「契約」を結ぶ必要はないとされていますが、管理経費や細目的事項については地方公共団体と指定管理者との間の協議により定めることとし、指定手続とは別に「協定」を締結することが適当であるとされています。

このため、指定手続終了後に「指定管理者制度における協定書締結等の事務処理上の取扱いについて」を参考とし、基本協定書及び年度協定書の締結を行うものとします。

第9 制度導入による効果の検証

指定管理者制度を導入した施設については、毎年度、当該施設を所管する課等において、財政面における効果について検証を行うこととします。具体的には制度所管課が作成する導入効果調査表に基づき、管理委託時又は直営時との管理運営経費の比較による効果額を算出するものとします。ただし、新規設置施設や従前の管理委託等経費の算出が困難な施設に関しては、この限りではありません。

第10 モニタリング及び公の施設指定管理者評価委員会評価

指定管理者制度を導入した全ての施設における管理運営サービスの質の向上を目的に、その管理運営の状況に関して、指定管理者及び当該施設を所管する課等によるモニタリングと公の施設指定管理者評価委員会による評価を行うものとします。

1 モニタリング

(1) モニタリングの方法及び対象となる施設

指定管理者が協定を締結する際に確認した仕様どおりの管理運営を行っているかどうかのチェックを、指定管理者制度を導入した全ての施設を対象に、当該施設を所管する課等及び指定管理者の双方で行うものとします。

(2) モニタリングの実施時期

モニタリングは毎年度行うものとし、年度における実施時期は当該施設を所管する課等は半期毎（年度中に2回）に、指定管理者は四半期毎（年度中に4回）に行

うものとしてします。

(3) モニタリング実施結果の提出

当該施設を所管する課等は、モニタリング実施結果（指定管理者によるモニタリングを含む）の帳票の写しを制度所管課に提出するものとしてします。

2 公の施設指定管理者評価委員会評価

外部の委員を中心に構成する公の施設指定管理者評価委員会が、指定管理者を選定する際に用いた審査基準、基本協定書、事業提案書及びモニタリング帳票などを参考に作成した評価項目を基に、指定管理者による管理運営状況の確認を中心に、総合的に評価するものとしてします。

なお、公の施設指定管理者評価委員会は、制度所管課において定める「藤沢市公の施設指定管理者評価委員会の設置に関する規程」に基づき設置するものとしてします。

(1) 委員会構成

委員長に総務部長を充て、委員は市民、学識経験者、財務の専門家、労務の専門家、評価に係る専門的事項に関し知見を有する者及び市職員（制度所管課の長）から構成し、最大で8人としてします。

(2) 評価者の制限

指定管理者と利害関係にあると認められる者は、当該施設の評価には参加できないものとしてします。

(3) 評価の時期

公の施設指定管理者評価委員会による評価の時期は、原則として指定期間の中間年（指定期間が3年の施設は2年目に、5年の施設は3年目）に行うものとしてします。

(4) 評価結果の公表等

評価結果は市議会に情報提供を行うとともに、市ホームページ上で公開するものとしてします。

(5) 評価結果の活用

評価における指摘事項については、施設所管課によるモニタリング等により対応状況を定期的に確認するとともに、次期選定時の募集要項等の作成時に活用するものとしてします。